# 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

夂	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	<i>A</i> .	$\bigcirc$
条関係)【	行政手続	住民基本	社会福祉	生活保護:	生活保護	か遅い日・	生活困窮
公布日施行	における特	台帳法(昭	法(昭和一	法(昭和)	法(昭和一	令和七年四	者自立支援
•	定の個人	和四十二	一十六年法	一十五年法	一十五年法	月一日施	法 (平成
•	を識別する	年法律第二	律第四十四	律第百四-	律第百四-	行』・・	二十五年
•	るための番	八十一号)	五号) (抄)	十四号) (	十四号) (	•	法律第百五
•	号の利用等	(抄) (附	) (第四条	(抄) (第三	(抄)(第1	•	五号) (抄)
•	に関する	則第五条	関係)【	一条関係)	一条関係)	•	(第一条
•	法律 (平成	関係) 【公	令和六年十	【令和七年	【公布日・	•	関係) 【公
•	二十五年	布日施行	月一日・	四月一日	令和六年·	•	布日・公
•	法律第二十	· · ·	令和七年四	施行】・・	十月一日施	•	布日又は令
•	十七号)(4	•	月一日施		行	•	和六年四
•	(抄) (附則:		行 ・・		•		月一日のい
: 34	第七	31	: 28	: 18	9	1	ずれ

 $\bigcirc$ 11 日・令和七年四月一日施行】生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)(抄)(第一条関係) 【公布日・公布日又は令和六年四月一日のいずれか遅

		て居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であってて居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であってで定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若で定める事由により経済的に困窮し、居住すると認められるものにするため住居を確保する必要があると認められるものにより経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及	居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者で居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者でなが著しく減少したと認められるものとして厚生労収益を目的とする権利を失い、又は現に賃件して居住収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住収益を開業といる。	で定める事由に で定める事由に で定める事由に で定める事由に で定める事由に しくは使用及び しくは使用及び しくは使用のと しては使用のと しては使用のと により経済的に により経済的に
金をいう。 住居を確保する必要があると 支払うことが困難となったも 目的とする権利を失い、又は	支易住用る第一名に宅及り	(	( ) ( )	(
窮者のうら騅厳又はこれこ準ずるものとして享生労働省令で定め、この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困二・三 (略) 事業	3  窮  二 部  こ ・事 の 三業	支給する給寸金をいう。 住居確保給付金」とは、生活困	掲げるものこ対しいて「生活困窮者	弱者のうち欠こ場げ 3 この法律において 二・三 (略) 整を行う事業
「「「「「「「「「」」」」」 「「「「」」」」」 「「一」では一」では活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要ない。」 「一」就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及掲げる事業をいう。 「この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に三条 (略)	2 第 一掲 三 情び げこ条 報生就るの	(及び助言をし、並びに関係機関との連絡調者の家族その他の関係者からの相談に応じ(援その他の自立に関する問題につき、生活「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に	提困の。て供館支	第三条 名 名 この法律におい を が の が の が を が を が と び 居 住 に に に に に に に に に に に に に に に に に に
	(定義	案	正	***
(傍線部分は改正部分)				

家計を改善するため 居を確保する必要があると

れるもの

4

4 五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。以下この条及在条の十一第一項に規定する特定被保護者の上四号)第五十被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十年活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該 める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必び第二十二条第三項において同じ。) に対し、厚生労働省令で定 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」と な訓練を行う事業をいう。

5 いう。 困窮者及び特定被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況をこの法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活 るとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業を 適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援す

6 る事業をいう。 この法律において「生活困窮者居住支援事業」とは、 次に掲げ

として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(生活困窮者言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助一 次に掲げる生活困窮者及び特定被保護者に対し、厚生労働省 自立相談支援事業に該当するものを除く。) として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

者であって、 1であって、地域社会から孤立しているもの現現在の住居を失うおそれのある生活困窮者又は特定被保護

7

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務

の句上のこうこう。
『学生労働省令で定める期間にわたり、就労ころできょす。』
『学生労働省令で定める期間にわたり、就労ころでである。)に対し、の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、個人の事情を勘案して原準な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者とは、雇用 の向上のために必要な訓練を行う事業厚生労働省令で定める期間にわたり、の事情を勘案して厚生労働省令で定め 向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。と及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握するこ この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、

5

6 掲げる事業をいう。 この法律において 「生活 困 窮 者一 時生活支援事業」 とは、

令で定める便宜を供与する事業(生活困窮者自立相談支援事業住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省わたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間に に該当するものを除く。)

7

社会から孤立しているもの現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、 地

域

第四条(市 及び福祉事務所を設置する町村等の責務

次に

2 都道府県は、 この法律の実施に関し、 次に掲げる責務を有する

るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業並びに子どもの確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居 する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業業及び生活困窮者居住支援事業並びに子どもの学習・生活支援事 支給、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。)が行 情報の提供その他の援助を行わなければならない。

産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項各号に掲げるもの(六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居(生活困窮者住居確保給付金の支給) のとする。 のに限る。 )に対し、 生活困窮者住居確保給付金を支給するも

び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業の者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及心条。都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮(生活困窮者就労準備支援事業等)

2 都道府県は、 0 法律の実施に Ĺ 次に掲げる責務を有する

者家計改善支援事業並びに生活困窮者確保給付金の支給、生活困窮者就党準 を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等もの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進 に対する必要な助言、 |保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居 情報の提供その他の援助を行うこと。 一時生活支援事業、 子ど

3

4・5 (略) 助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。 助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。 事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な 事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、 支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援 う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の国は、都道府県及び市等(以下「都道府県等」という。) が行 子どもの学習・生活支

第六条 のに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するもの及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるも該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産 とする。 住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの 、条 都道府県等は、その設置する福祉(生活困窮者住居確保給付金の支給) 事務所の所管区域内に居 · 当

2

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第 七条 び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。 者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及 都道府県等は、 生活困窮者自立相談支援事業及び生活困

2 活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必都道府県等は、前項に規定するもののほか、子どもの学習・生 要な事業を行うことができる。 うち必要があると認めるものを行うように努めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(略)

4 | 3 これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体 制を確保し、 計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、 都道府県等は、 効果的かつ効率的に行うものとする。 生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家

4

- 5 の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに社会教育法げる業務、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条の五第一項十二号)第四十二条各号に掲げる業務、母子及び父子並びに寡婦 会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努め六条第一項において引用する場合を含む。)に規定する学習の機(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第一項第十三号(同法第 十二号)第四十二条各号に掲げる業務、母で対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 るものとする。 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並 一項に規定する事業を行うに当たっては、 (平成十九年法律第百 住宅確保要配慮者に がに
- 6 支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び界生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家 の整備に関する指針を公表するものとする。

(生活困窮者の状況の把握等)

都道府県等は、 関係機関及び民間団体との緊密な連携を図

> 行うことができる。 都道府県等は、 前 項に規定するも ののほ か、 次に掲げる事業を

2

生活困窮者一時生活支援事

子どもの学習・生活支援事業

その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3

(新設)

に寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条の五第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並び 合を含む。)に規定する学習の機会を提供する事業その他関連す 号に掲げる<u>業務並びに</u>社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号 第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二 る施策との連携を図るように努めるものとする。 第五条第一項第十三号(同法第六条第一項において引用する場 都道府県等は、第一 項に規定する事業及び給付金の支給並びに

5 家計改善支援事業の るものとする。 厚生労働大臣は、 適切な実施を図るために必要な指針を公表す 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者

第八条 (利用勧奨等) (新設)

。 法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする 法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする 交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方 りつつ、次条第一項に規定する支援会議の開催、地域住民相互の

## (支援会議)

「支援会議」という。)を組織するように努めるものとする。「支援会議」という。)により構成される会議(以下この条において機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「関係に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務おいて準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生界九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項に

# 5 支援会議は、

国に連携を図るように努めるものとする。 生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相告活用の一項に規定する支援会議が組織されているときは、百六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は社会福祉法第一支援会議は、当該支援会議を組織している都道府県等に生活保

### 6 · 7 (略)

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

## 一・二 (略)

事業の実施に要する費用援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援三 第七条第一項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支

## (支援会議)

「支援会議」という。)を組織することができる。 機関等」という。)により構成される会議(以下この条においてに従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務活困窮者に対する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項に

### 2 4 (政

(新設)

# 5 6 (略)

(市等の支弁)

第十二条次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

## 一•二 (收

する費用就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要三、第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者

実施に要する費用四第七条第二項の規定により市等が行う同項に規定する事業の

(都道府県の支弁)

第十三条次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする

業の実施に要する費用四(第七条第二項の規定により都道府県が行う同項に規定する事)支援事業の実施に要する費用

五 (略)

(国の負担及び補助)

分の三を負担する。第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四

領数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。)の用のうち当該市等における人口、被保護者(生活保護法第六条用のうち当該市等における人口、被保護者(生活保護法第六条第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費

二~四 (略)

2 3

(削る)

第三号に掲げる事業の実施に要する費用家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者

(都道府県の支弁)

第十三条
次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

· 二 (略)

に要する費用 窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施二 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困

同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用の第者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困

五 (略)

(国の負担及び補助)

分の三を負担する。 第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるもののE

政令で定めるところにより算定した額でつう。第三号において同じ。)の数その他の事情を勘案して「十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者用のうち当該市等における人口、被保護者(生活保護法(昭和 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費

二~四(略

2 · 3 (略)

の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項のに該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合と活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業

# (資料の提供等)

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要と 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を 2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を 2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を 2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要 2 を表していることができる。

者に関する事項につき、報告を求めることができる。 東洋、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業 事業、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業 者に関する事項につき、報告を求めることができる。 本では、生活保護法第五十五条の十一第一項の 要があると認めるときは、生活保護法第五十五条の十一第一項の 要があると認めるときは、生活保護法第五十五条の十一第一項の 要があると認めるときは、生活保護法第五十五条の十一第一項の 要があると認めるときは、生活保護法第五十五条の十一第一項の 要があると認めるときは、生活保護法第五十五条の十一第一項の を対して必 本では、生活困窮者居住支援事業

(情報提供等)

とする。
支援事業の実施に要する費用を除く。)並びに第十三条第五号」
支援事業の実施に要する費用を除く。)並びに第十三条第五号」
第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号(いずれも第七条

# 資料の提供等)

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は係者に報告を求めることができる。

(新設)

(情報提供等

ずるものとする。
若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者金の支給並びに同条第二項に規定する事業を行うに当たって、生二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付

> 講ずるものとする。 講ずるものとする。 本君しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い 第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付

 $\bigcirc$ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 抄 (第二条関係) 【公布日·令和六年十月一日施行】

、傍線部分は 改 正部 分

じ、必要な助言をすることができる。 は、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応どもの進路選択支援事業のほか、要保護者から求めがあつたときはもの進路選択支援事業及び第五十五条の十第一項に規定する子保護者健康管理支援事業、第五十五条の八第一項に規定する被第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定(相談及び助言)	B	改正
る。 東保護者からの相談に応 要保護者から求めがあつたとき 十五条の八第一項に規定する子 十五条の八第一項に規定する被 十五条の八第一項に規定する被 、第五十五条の七第一項に規定	(第五十五条の七―第五十五条)	案
談に応じ、必要な助言をすることができる。		現
できる。 できる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	九) 護者健康管理支援事業( 一十一十五条の四一	行

# 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付

金

# 第五十五条の五 にある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町 つて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案してまでの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であ (進学準備給付金の支給)

第五十五条の五

(進学・就職準備給付金の支給)

第八章

就労自立給付金及び進学・

就職準備給付金

つて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であにある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町

令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。

」という。)に確実に入学すると見込まれる者 厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して

について準用する。
2 前条第二項及び第三項の規定は、進学・就職準備給付金の支給る者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれ

(報告)

練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。
 一様保護者を雇用しようとする者を含む。)若しくは特定教育訓金を支給する者(第六十九条において「支給機関」という。)は一金を支給する者(第六十九条において「支給機関」という。)は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、一大人の大き、一項の規定により進学・就職準備給付第五十五条の六。第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付第五十五条の六。第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付

第九章 被保護者就労支援事業等

(被保護者就労支援事業)

2・3 (略)

働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」

(新設)

(新設)

2

て準用する。 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給につい

(報告)

教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができるの規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若し自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項給する者(第六十九条において「支給機関」という。)は、就労金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付

第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事

(被保護者就労支援事業)

2·3 (略

第五十五条の九 (被保護者健康管理支援事業の (略) 実施  $\mathcal{O}$ ための調査及び分析等

2 \ \ 4 (略)

五十五条の十 保護の実施機関(子どもの進路選択支援事業)

関との連絡調整を行う事業(以下「子どもの進路選択支援事業」 らの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者か 選択における教育、 保護の実施機関は、 就労及び生活習慣に関する問題につき、 被保護者である子どもの 訪進問路

2 支援事業を行う場合について準用する。第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、 という。 を実施することができる。 子どもの 進 路選

択

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学・ 準として租税その他の公課を課せられることがない。「五十七条」被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標

(差押禁止)

ない。 職準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることが第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就

(譲渡禁止)

金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職 準 一備給付

(審査庁)

第六十四条 び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に六十四条(第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及

> 第五十五条の九 (被保護者健康管理支援事業の実施 (略 のための調査及び分析等

 $\frac{2}{4}$ 略

(新設)

(公課禁止)

第五十七条 て租税その他の公課を課せられることがない。 被保護者は、 保護金品及び進学準備給付金を標準とし

(差押禁止)

給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。 第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備 既に給与を受けた保護金品及び進学準備

(譲渡禁止)

第五十九条 給を受ける権利は、 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給 譲り渡すことができない。 付 1金の支

(審査庁)

第六十四条 び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及

事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対して又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部第六十六条第一項において同じ。)の規定により市町村長が就労四第二項(第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付施に関する処分とは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付が、当該の方に、当該不備が補正された日、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十年法律の方に、当該を持て、当該を持て、当該を表した。

2

て行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁て行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の表した就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関す分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処へ十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若し(再審査請求) とができる。 に不服がある者は、 厚生労働大臣に対して再審査請求をするこ

> 関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするも関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするも部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に角立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一第六十六条第一項において同じ。)の規定により市町村長が就労四第二項(第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の とする。

(裁決をすべき期間)

(裁決をすべき期間)

2

服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることがで若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした処策十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若し(再審査請求)

2

2

(市町村の支弁)

第七十条 市町村は、 次に掲げる費用を支弁しなければなら ない。

職準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学・就付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを立ての長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給 する費用 の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要

八・九 (略) 支援事業の実施に要する費用 支援事業の実施に要する費用 進路 選 択

(都道府県の支弁

第七十一条 都道府県は、 次に掲げる費用を支弁し なけれ ればなら な

<u>〈</u> 匹

の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要職準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学・就付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを一 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給 する費用

八・九 (略) 支援事業の実施に要する費用 をの長が第五十五条の十の規定により行う子どもの 進 路 選 択

第七十三条 都道府(都道府県の負担 都道府県は、 政令で定めるところにより、 次に掲げる

> 市 町村の 支

一~四 (略) 第七十条 市町村は、 次に掲げる費用を支弁しなければならな

給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを一その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給 三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費 その長が第五十

用

(新設)

七 · 八

第七十一条 (都道府県の支弁 都道府県は、 次に掲げる費用を支弁しなけ ればならな

給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第含む。)及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを一その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給 5 三項の規定により委託を受けて行うものを含む。 に要する費

用 (略)

(新設)

第七十三条 都道府県は、(都道府県の負担) 政令で定めるところにより、 次に掲げる

費用を負担しなければならない。

就職準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)の四用をいう。以下同じ。)及び進学・就職準備給付金費(進学・支弁した就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費一居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が 分の一

進学・就職準備給付金費の四分の一れらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び1、宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこ

第七十五条 負担しなければならない。 1十五条 国は、政令で定めるところにより、(国の負担及び補助) 次に掲げる費用

就職準備給付金費の四分の三市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び 進学・

兀 (略)

2 ことができる。 国は、 政令で定めるところにより、 次に掲げる費用を補助する

案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内ち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のう

めるところにより算定した額の三分の二以内における人口、被保護者の数その他の事情を おける人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定ち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用の

3

第七十六条の三 就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給

費用を負担しなければならな

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が一・二 (略) 金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)の四分の一用をいう。以下同じ。)及び進学準備給付金費(進学準備給付支弁した就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費支弁した就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費

進学準備給付金費の四分の一れらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及びれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び1 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこ

兀

第七十五条 負担しなければならない。 (日の負担及び補助) 次に掲げる費用を

備給付金費の四分の三市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び進学準

三 • 匹

(新設)

2 略

第七十六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受け

ときは、 を受ける権利は、 時効によつて消滅する。 これを行うことができる時から二年を経過し

# 略

## 2

3 

## 4

# (都道府県の援助等)

2 どもの進路選択支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業並びに子正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務の適労十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就 な助言その他の援助を行うことができる。

# 八十五条

2 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三協りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就 条があるときは、 刑法による。

び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。)及び第八十五条の二 第五十五条の七第三項(第五十五条の八第三項及

、時効によつて消滅する。 る権利は、これを行うことができる時から二年を経過したときは

た

# 第七十八条

## 2

3

金額を徴収することができる。 収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下のは市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴 給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備

## 4 略

第 施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実代十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就 (都道府県の援助等)

できる。 かつ効率的な実施のため、 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的 都道府県知事は、 前項に規定するもののほか、 必要な助言その他の援助を行うことが 市町村長に対し

### (罰則

# 第八十五条

2 の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があ給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備 るときは、 刑法による。

おいて準用する場合を含む。)及び第五十五条の九第四項の第八十五条の二 第五十五条の七第三項(第五十五条の八第三 規定に

以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、 年

則

の無利子貸付け等)

9

9 国は、当分の間、都道府県(第八十四条の二第一項の規定により、予算の範囲内において、第七十五条第三項の規定(この規定に対し、第七十五条第三項の規定により国がその費用について、第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の第一項第二号に該当する保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備のに当時では、第七十五条第三項の規定により国がその費用について、第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の第二条の場合にあっては、当該指定都市等を含め、都道府県が処理するよととされている第七十四条第一項の事の事の第一項の間、都道府県(第八十四条の二第一項の規定により、 よる国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令 金額を無利子で貸し付けることができる。 の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む 以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する 9

12 し、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものと場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第一国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた 付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす

> の罰金に処する。に違反して秘密を漏らした者は、 一年以下の懲役又は百万円以下

則

の無利子貸付け

一次のでは、一次のでは、一次のでは、一項第二号に該当するものにつき、都道府県が補助する費用に充てる資金についてに、で補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備のでは、以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じむ。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じむ。以下に 金額を無利子で貸し付けることができる。。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む よる国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令 都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事座は、当分の間、都道府県(第八十四条の二第一項の規定によ

12 し、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものと 場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた 付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす

# 別 (第二十九条関係

别

(第二十九条関係

(略

略

略 略

	備考 (略)
(略)	(略)
二~六 (略)	
給に関する情報	
くは進学・就職準備給付金の支	
又は就労自立給付金若	
一 この法律による保護の決定及	する町村長
省令で定めるもの	又は福祉事務所を管理
次に掲げる情報であつて厚生労働	六 都道府県知事、市長

	六 都道府県知事、市長	次に掲げる情報であつて厚生労働
	又は福祉事務所を管理	省令で定めるもの
	する町村長	一 この法律による保護の決定及
		び実施又は就労自立給付金若し
		$\bigcirc$
		する情報
		二~六 (略)
	(略)	(
	備考 (略)	

 $\bigcirc$ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(抄)(第三条関係)【令和七年四月一日施行】

(傍線部分は改正部分)

(削る)	(削る)	(削る)	よつて定めるものとする。 うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行	(所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託)くはその他の適当な施設に入所させ、若し、第一項ただし書の規定により被保護者を救	<ul><li>2 (略)</li><li>第十九条 (略)</li><li>(実施機関)</li></ul>	附則 (略) (略) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明	次
以下同じ。)(介護予防特定施設入居者    介護予防(第十五条の二第五項に規定  項に規定する介護老人福祉施設をいう。	世 生		村して最養と行る子に掲げる介に おりまれ 第三十四 にんしん かいしん は第三十四 にんしん いいしん いいしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん は	3 第三十条第一項ただし書	2 (略) 第十九条 (略) (実施機関)		目次現
(介護予防特定施設入居者生活介護(同項に規定(第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。2介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)	t →   \ \ \ \	(特定施設入居者生活介護(同項に規定する特定界十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。よつて定めるものとする。	り、で香は、その香に茶る人所又は髪毛前の居住おいては、当該入所又は委託の継続中、その者に護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託忁の二第二項の規定により被保護者に対する次の	、若しくは私人の家庭に養護を委託した場の適当な施設に入所させ、若しくはこれらし書の規定により被保護者を救護施設、更		(第五十五条の七―第五十五条	行

## 略

(相談及び助

のに、要保護者からの目をここ。 要保護者健康管理支援事業、第五十五条の十第一項に規定する被保護者健康管理支援事業、同項第二号に規定する被保護者就 学準備支援事業、同項第二号に規定する被保護者就 労準備支援事業、同項第二号に規定する被保護者就 労準備支援事業、第五十五条の十第一項第一号に規定する被保護者就 めに、要保護者からの目をここ。 る。

## (調整会議)

託を受けた者、 整会議」という。 等」という。)により構成される会議(以下この条において「調て保護の実施機関が認めたもの(以下この条において「関係機関 務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者とし 五条の十第二 一十七条の三 、第五十五条の七第二項(第五十五条の八第三項及び第五十住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係 項において準用する場合を含む。 当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職(において準用する場合を含む。)の規定による委 により構成される会議(以下この条において「 保護の実施機関は、 を組織することができる。 地域における福祉、 就労、

3 2 する。 び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものと 情報の交換を行うとともに、 調整会議は、 ごうとともに、被保護者が地域において日常生活及被保護者に対する自立の助長を図るために必要な

必要があると認めるときは、 調整会議は、 前項に規定する情報の交換及び検討を行うために 関係機関等に対し、 被保護者に関す

> 介護予防を行う者 する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

相談及び助

第二十七条の二 保護の実施機関は、 必要な助言をすることができる。 要保護者の自立を助長するために、 要保護者からの相談に応

(新設)

- に協力するよう努めるものとする。 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これ
- 15 相互に連携を図るよう努めるものとする。 相互に連携を図るよう努めるものとする支援会議又は社会福祉年法律第百五号)第九条第一項に規定する支援会議が組織されているとき 法第百六条の六第一項に規定する支援会議びは社会福祉 年法律第百五号)第九条第一項に規定する支援会議又は社会福祉 は、被保護者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と は、を表し、当該調整会議が組織されている都道府県、市又は
- 要な事項は、調整会議が定める。 7 前各項に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必

**弗三十一条** (略)

2 •

きは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設を介護者、福祉施設(同条第二十九項に規定する介護者人保健施設(同条第二十九項に規定する介護者人保健施設(同条第二十九項に規定する介護を入傷主動を行う場合の保護金品を前項に規定する介護者、一項本文の規定により同条第一項の指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)において施設介護(第十五条の二第四項に規定をものを含む。)において施設介護(第十五条の二第四項に規定であつ、以下同じ。)、介護者人福祉施設(同条第二十五項に規定する地域密着型介護者人福祉施設(介護保険法第八条第二十二項に地域密着型介護者人福祉施設(介護保険法第八条第二十二項に地域密

第三十一条 (略)

2 •

設若しくは 介護医療院の管理者に対して交付することができる。しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設

5

方法

て居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画 の二第一項において同じ。)の給付は、介護機関(その 条第七項に規定する介護予防 一同じ。 設介護、 に規定する居宅介護をいう。 項に規定する現物給: %定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十F介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援 (同条第五項に規定する介護予防をいう) のうち、 (下同じ。) 福祉用具 Ŧī. 第五十四  $\hat{o}$  $\mathcal{O}$ 業とし (第十 給 村、

5

略

助 0 方

四条の二

規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたも。条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であつて、第一第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を 設介 規定する現 十四条の二第一項に五条の二第七項に規 の二第七項に規定 このうち、 予 防福 する介護予防・日常生活支援を 三具及び 宅 介護 (同条第二項本文の 号事業を行う者 靲 防 第五十四 日常生活

(被保護者就労支援事業)

」という。)を実施するものとする。

「大援事業に該当するものを除く。以下「被保護者就労支援事業の事業(第五十五条の十第一項第一号に規定する子どもの進路選き、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につ

2·3 (略

(子どもの進路選択支援事業等)

業(以下「子どもの進路選択支援事業」という。)
報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情該子とも及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情で関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生

業」という。) ために必要な訓練を行う事業(以下「被保護者就労準備支援事 令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上の 二 雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省

以下「被保護者家計改善支援事業」という。)
すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する事業(三 被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握

労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供四一居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、厚生

3 (略

( 配

(被保護者就労支援事業)

2 · 3 (略)

という。)を実施することができる。 関との連絡調整を行う事業 (以下「子どもの進路選択支援事業」 その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者かるの他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者が 選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問 選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問 選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問 選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問 (子どもの進路選択支援事業)

(新設

(新設)

(新設)

(新設)

な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以 及び助言その 被保護者地域居住支援事業」という。 他 の現在の住居において日常生活を営む の に必

2 事業を行う場合について準用する。第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、 前項各号に掲げ

2 法第四条第三項に規定する都道府県等に通知することができる。る部分に限る。)をいう。第三項において同じ。)を実施する同局条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業(同項第二号に係援事業、同条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業又は困窮者自立支援法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支 いて、その氏名その他必要な事項を特定被保護者対象事業(生活れるもの(以下この条において「特定被保護者」という。)につ の旨を当該通知に係る特定被保護者に速やかに通知するものとす 五十五条の十一 込まれる者その他の厚生労働省令で定める者に該当すると認めら に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見二十五条の十一 保護の実施機関は、被保護者であつて、その状(特定被保護者対象事業の利用) 保護の実施機関は、 前項の規定による通知を行つた場合は、

3 ければならない。 ら当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講じ 用する場合においては、その利用の状況を把握するとともに、保護の実施機関は、特定被保護者が特定被保護者対象事業を な自利

(市町村の支弁)

市町村は、 次に掲げる費用を支弁しなければならない。

事業及び被保護者地域居住支援事業の実施に要する費用支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援での長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択

支援事業を行う場合について準用する。第五十五条の七第二項及び第三項の規定 は 子ども 0 進路 選 沢

2

(新設)

第七十条・市町は、市町村の支倉 市町村は、 次に掲げる費用を支弁 しなけ れ ば ならな

支援事業の実施に要する費用七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択一〜六 (略)

# 八・九 (略

(都道府県の支弁)

一~六 (略)

事業及び被保護者地域居住支援事業の実施に要する費用支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援七その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択

八·九 (略)

(国の負担及び補助

ことができる。
2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助する第七十五条 (略)

定した額の三分の二以内護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算住支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業、被保護者就労

3

八十一条 (咯) (後見人選任の請求)

八·九 (略)

(都道府県の支弁)

い。第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならな

一~六 (略)

支援事業の実施に要する費用・その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択

八・九 (略)

第七十五条 (略)

、国の負担及び補

ことができる。 2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助する

案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内ち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のう

めるところにより算定した額の三分の二以内における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定うち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村二 都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用の

3 (略

第八十一条(略)(後見人選任の請求)

- 94

## 都道府県の (援助等)

という。 援助を行うよう努めるものとする。 術的事項について、 被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技 な見地から調査 保護者健康管理支援事業について、 条の二 )を行い、 都道府県知 分析及び評価(以下この条において「調査等」 当該調査等に基づく情報の提供その 市町村長に対し、 事 は、 市町 市町村の区 村長が 医療扶助の適正な実施及び 行う医 | いて、「別などではない。 | と域を超えた広域的 | でう医療扶助及び被 他必要な

3 2 な支援を行うものとする。 都道府県知事は、 生労働大臣は、 市町村長に対し、 都道府県知事が調査等を円滑に行うため必要し、必要な情報の提供を求めることができる。調査等の実施に関し必要があると認めるとき

## (削る)

第八十 準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言か、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学・就職八十一条の三(都道府県知事は、前条第一項に規定するもののほ) その他の援助を行うことができる。

2 の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業援事業並びに子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支 都道府県知事は、前条第一項及び前項に規定するもののほか、2 うことができる。

は、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合に 八十一条の四(情報提供等) 廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者、十一条の四 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護 助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする

(新設)

## 都道府県の (援助等)

正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務の適八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就

2 どもの進路選択支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業並びに子 な助言その他の援助を行うことができる。 都道府県知事は、 前項に規定するもののほ か、 市町村長に対し

## 情報提供等

八十一条の三 く事業又は給付金についての情報の提供、 る生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、 自立支援法  $\mathcal{O}$ 廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者 (平成二-保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護 十五年法律第百五号)第三条第一 助言その他適切な措置 同法に基づ

その者がこれらの施設に引き続き入所し、設サービスを受けている者に限る。) に対 八十四条の三 その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所し 活を総合的に支援するための法律 第五条第十一 合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生1条の三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十 項に規定する障害者支援施設 )に対する保護については、 又は入居している間 (以下この条におい

る場合を含む。)及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘第五十五条の八第三項及び第五十五条の十第二項において準用す(八十五条の二 第二十七条の三第六項、第五十五条の七第三項(

第十九条第三項の規定を適用する。

ているも

講ずるよう努めるものとする

## (保護の・ 実施 0 いて

ムに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的ムに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的第百三十三号)第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホー」という。)に入所している者、老人福祉法(昭和三十八年法律設のぞみの園が影置する方言)、 」という。)に入所している者、老人福祉法(昭和三十八年法律設のぞみの園が設置する施設(以下この条において「のぞみの園一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障 は、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者はの主務省令で定める施設に入所している者に対する保護についてを受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給 三号)第十八条第二 八十四条の三 活を総合的に支援するための法律 て「障害者支援施設」という。)に入所している者、 )第五条第十一項に規定する障害者支援施設 第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみな 第十九条第三 、『り章喜者支援施設(以下この条においりるための法律(平成十七年法律第百二十三号一項の規定により障害者の日常生活及び社会生に、「はてのれた」 項の規定を適用する。 知的障害者

五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。)及び第八十五条の二 第五十五条の七第三項 (第五十五条の八第三項及 十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、

第

0
社会福祉法
(昭和二
<ul><li>一十六年法律第四十五号)</li></ul>
(抄)
(第四条関係)
【令和六年十月一日·令和七年四月一日施行】

改正案	現	行
六分	六(十社)	
の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。  たときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見しる。  「の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。	(新設)	
第百六条の四(略)(重層的支援体制整備事業)	第百六条の四(略)(重層的支援体制整備事業)	
2 (略)	2 (略)	
営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に		し、支援関係機関と民間団体であつて、社会生活を円滑に
1上しり	の提供及び助言その他よる支援体制の下、活	!の社会参加のために必要な便 !動の機会の提供、訪問による
お参加を	して厚生労働省令で定	るものを行う事業
$\equiv$	$\frac{\Xi}{\zeta}$	
4   †打寸は、重暑内支爰本則整莆事業を実布するこ当こつでは、   3   (略)	(新殳)	
爰を行うはう 生活課題を加めて を を を を を を を を を を を の 他 の と た に た た の 他 の と た も た り と た り と た り と り と り と り と り と り と り		

### 5 6

## 略

(支援会議

第百六条の六 る支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対す百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規 条において「支援会議」という。)を組織することができる。 「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この

2 { 4 (略)

5 第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法 援法第九条第 二れらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。 域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため 項に規定する支援会議が組織されているときは、

6 . 7 | (略)

第百五十九条 行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。百五十九条。次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反

第百六条の六第六項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。第百六条の四第六項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第百六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 当該違反

二 - 四 (略) - 低 - に - とき。 第六十八条の二第二項の規定による届出をせず、 又 ĺ 虚偽の

附 則

### 4 5 略

(支援会議

第百六条の六 『支援関係機関等』という。)により構成される会議(以下この「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下このる支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対す定に条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規 条において「支援会議」という。)を組織することができる。

 $\frac{2}{4}$ 

(新設)

### 5 6 略

第百五十九条 行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する、百五十九条(次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反

第百六条の六第五項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。第百六条の四第五項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。 (略)

第百六十三条 行為をした者は、

は、三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、

当該違!

反

(新設)

略

附 則

16 国国

社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に対社会資本整備特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以上促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以上信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備で日本について負担し、又は補助するものを除く。)の整備で日本生活保護法第七十五条第一項又は第三項の規定により国がその国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、授産施設を の範囲内において、 無利子で貸し付けることができる。 が の整備の の整備の 以下「

> の無 利子貸付け

16 範囲内に おい 無利子で貸し付けることができる。

【公布日施行】

府県知事その他の執行機  県以外の都道府県の都道府県の都道府県の都道府県の都道府県の都道府 (第三十条の十一関	別表第二(第三十条の十関係別表第二(第三十条の十関係) 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」 「一個」	改
機 道 府 事務 関係)	(略)	正
	別表第二(第三十条の十関係)	現
事務	(略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)  (略)	行

	린데			
長事務所を管理する町村四の十二 市長又は福祉	   の執行機関   市町村の市町村長1   外の都道府県の区1   外の都道が場の下1   で、第三十条の十1	(略) せの土 者道所男矢事	) 略)	関
の支給、同法第五十五条の八第一五第一項の進学・就職準備給付金結付金若しくは同法第五十五条の給付金若しくは同法第五十五条の開法の決定及び実施、同法を指保護法による同法第十九条第	事係	生活保護法による同法第十九条第五十五条の四第一項の就労自立高行金若しくは同法第五十五条の四第一項の就労自立を第五十五条の四第一項の被保護者健康管理支援事業の変給、同法第六十三条の保護と要する費用の返還又は同法第五十五条の一第一項が保護者健康管理支援事業ので若しくは第二項の徴収金の徴収金の徴収金の徴収金の数のもの(略)		
四 長事の 務十	で の の の の の の の の の の の の の	(略) t	(略)	関
長事務所を管理する町村四の十二 市長又は福祉(略)	(事) 「大学」 「大学 「大学」 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学	者這床	f L	
`五給第一生。	事係。	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立高法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第五十五条の月第一項の大業第一項の進学準備給付金を表しくは第七十七条の二第一項で表第一項の後収金の徴収金の徴収金の徴収金の徴収金ので定めるもは第二項の徴収金の徴収金ので定めるものの。	(略	

別表第五(第三十条の十五関係) 別表第五(第三十条の十五関係)	(略)
川表第五(第三十条の十五関係) 別表第五(第三十条の十五関係) 別表第五(第三十四 (略) 川の五〜三十四 (略) 別表第五(第三十条の十五関係) 別表第五(第三十条の十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同生第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第五十五条の一項の保護の決定及び、対の五〜三十四 (略)	(略) 保護者健康管理支援事業の実施、 保護者健康管理支援事業の実施、 の (略) (略) (略) (略) (略) (の) (で) (の) (で) (の) (で) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の

 $\bigcirc$ 係)【公布日施行】
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄) (附則第七条関

(傍線部分は改正部分)

		別別	
	(略) 県知事道府	別表第二(第 (略) (略) (略) (略) (部) (部)	<b>→</b> /
のでて事給医性定主務に療物	R	(第九条関係)都道府県知事等	改
等都道府県知事	(略) (略) (略) (格) (格)	一条関係 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (でででででででででででででで	正
保護の実施若しく は就労自立給付金 は就労自立給付金の支 が下「生活保護法による は就労自立給付金の支 は武労自立給付金の支 がでしている。	(略) (略) (特定個人情報	法による保護の決定及び 管理支援事業の実施、保 管理支援事業の実施、保 準備給付金の支給、被保 準備給付金の支給、被保 準備給付金の支給、被保 準備給付金があって主務	案
		TII TII	
	九(情報	別 表 第 (略) (略) (略)	
	九 (略) 県 和 事 道 府		現
も令で事務に関する者ので言語を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	Total	(第九条関係)	<i>)</i>
等都	(略) (略) (略) (概) (概) (概) (概) (概) (概)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (格) (格) (格)	
事		で選業の立よ あ又の支給る	

(略)										
(略)	(略)	(略)								
(略)	(略)	(略)	省令で定めるもの	。)であって主務	関係情報」という	邦人等支援給付等	(以下「中国残留	支給に関する情報	人等支援給付等の	) 又は中国残留邦
(略)										
(略)										
(略)   (略)	(略)									